

目次（質問をクリックすると、回答へ飛びます）

概要

- [Q.1 減免の対象は？](#)
- [Q.2 事業所や店舗は減免の対象にはなりませんか？](#)
- [Q.3 住宅と一体の建物で店舗を営んでいる場合は減免の対象ですか？](#)
- [Q.4 水道を接続していない（水道料金を支払っていない）井戸水や浄化槽、汲み取り便槽・農業集落排水を使用している場合はどうなりますか？](#)
- [Q.5 具体的に何月分が減免されるのですか？](#)
- [Q.6 いくら減免してもらえますか？](#)
- [Q.7 減免されたかどうかは、どうやって確認したらよいですか？](#)
- [Q.8 減免期間中に転居や転入、新規開栓などした場合は減免されますか？](#)
- [Q.9 契約している水道の口径で対象外になることはありますか？](#)
- [Q.10 申請は必要ですか？](#)
- [Q.11 減免期間の延長は予定していますか？](#)

水道料金を一括してお支払いの共同住宅（アパートやマンション等）について

- [Q.1 共同住宅に住んでおり、管理会社へ料金を支払っていますが、減免されますか？](#)
- [Q.2 水道料金をまとめて支払っている共同住宅の管理会社（家主等）ですが、減免となりますか？](#)
- [Q.3 共同住宅の入居者の方へはどのように対応すればよいのですか？](#)
- [Q.4 入居者の方への対応は減免期間中にしなければなりませんか？](#)
- [Q.5 共同住宅だといくら減免されるんですか？](#)
- [Q.6 各部屋に子メータがついているが、扱いは変わりますか？](#)

そのほか

- [Q.1 なぜ減免するのですか？目的は？](#)
- [Q.2 今回の水道使用料の減免の財源は何ですか？](#)
- [Q.3 減免期間中にたくさん水を使うと得しますか？](#)
- [Q.4 生活様式に応じて減免措置は変わりませんか？
（高齢者や生活保護受給者等はまだもっと安くないか？など）](#)
- [Q.5 令和8年熊本地震で被災しました。基本料金減免以外に支援はありますか？](#)
- [Q.6 令和8年熊本地震で被災し、リ災証明書を提出しました。いくら減免されますか？](#)

回答欄（概要）

Q.1	減免の対象は？
A.1	熊本市上下水道局と契約している一般のご家庭が対象です。（事業所や営業用店舗でのご使用の場合は減免の対象外です。）
Q.2	事業所や店舗は減免の対象にはなりませんか？
A.2	生活支援のため、事業所や店舗など営業を目的として使用されている場合は対象外です。
Q.3	住宅と一体の建物で店舗を営んでいる場合は減免の対象ですか？
A.3	住居と店舗が一体となっていて、上水道をご契約の場合は減免対象としています。 ※住居と店舗の水道のご契約が別々の場合は、住居の分のみの減免となります。
Q.4	水道を接続していない（水道料金を支払っていない）井戸水や浄化槽、汲み取り便槽、農業集落排水施設を使用している場合はどうなりますか？
A.4	井戸水をご使用で下水道に接続されているご家庭は、下水道料金の基本使用料を減免します。 井戸水利用かつ浄化槽利用世帯または汲み取り便所利用世帯の場合は、現金給付補助を実施します。 浄化対策課：096-328-2366 農業集落排水処理施設に接続しているご家庭は農業集落排水処理施設の基本使用料を減免します。 植木町：北東部農業振興センター 農業振興課 096-272-1117 城南町：西南部農業振興センター 農業振興課 南農業振興室 0964-28-3115
Q.5	具体的に何月分が減免されるのですか？
A.5	検針が奇数月の場合：令和8年10月～令和9年1月ご請求分の水道基本料金を減免します。 検針が偶数月の場合：令和8年11月～令和9年2月ご請求分の水道基本料金を減免します。 （検針時期はお住まいの地域によって異なります。） 下水のみご使用の場合は、下水道の基本使用料を減免します
Q.6	いくら減免してもらえますか？
A.6	上水道の基本料金または下水道の基本使用料の全額です。上水道の基本料金は、口径の大きさによって金額が異なります。 例）口径13mmの場合：990円（基本料金）×4か月＝3,960円
Q.7	減免されたかどうかは、どうやって確認したらよいですか？
A.7	水道検針時にレシート状のお知らせ（検針票）を投函しますので、そちらをご確認ください。 ※ 検針票に印字される「ご請求予定額」は減免前の金額です。 検針票の通信欄に減免期間中であることをお知らせする内容を掲載します。また、裏面に印刷している料金表にて、該当の口径の基本料金をご確認ください。 ・納付書払の方は、減免後の納入通知書（ハガキ）をお送りします。ハガキの表面には「水道料金等減免期間中」と印字されますので、届いた納入通知書の金額をご確認ください。 ・口座・クレジットの方は、減免後の金額にてご請求いたしますので、通帳等でご確認ください。
Q.8	減免期間中に転居や転入、新規開栓などした場合は減免されますか？
A.8	転居や転入、新規開栓の場合も減免期間中であれば対象になります。
Q.9	契約している水道の口径で対象外になることはありますか？
A.9	口径によって対象外になることはありません。上下水道局と契約されてるご家庭は口径の大きさに関係なく減免の対象です。
Q.10	申請は必要ですか？
A.10	申請は不要です。対象となるご家庭は、自動的に減免を行います。
Q.11	減免期間の延長は予定していますか？
A.11	現在、予定しておりません。

回答欄（共同住宅について）

Q.1	共同住宅に住んでおり、管理会社へ料金を支払っていますが、減免されますか？
A.1	管理会社（オーナー）様が一括してお支払いされている水道料金の基本料金を減免します。
Q.2	水道料金をまとめて支払っている共同住宅の管理会社（家主等）ですが、減免となりますか？
A.2	減免の対象です。ただし、この減免は入居されている各ご家庭への支援が目的となりますので、入居者の皆様へのご対応をよろしくお願いいたします。
Q.3	共同住宅の入居者の皆様へはどのように対応すればよいのですか？
A.3	管理会社（オーナー）様と各入居の皆様との契約内容によって、様々な対応があると考えられますが、入居者の皆様に水道料金等をご請求する際に減免相当額を差引くなど、支援の効果が広く行きわたるよう、ご対応をお願いいたします。
Q.4	入居者の皆様への対応は減免期間中にしなければなりませんか？
A.4	減免期間中においてお願いしたいと考えておりますが、準備や手続等に時間がかかる場合には、対応が可能になり次第、実施していただきますようお願いいたします。
Q.5	共同住宅だといくら減免されるのですか？
A.5	共同住宅料金の適用を受けているかないかで、料金の算出が異なります。 【1】共同住宅料金の適用を受けない場合 →設置した上下水道局で設置しているメーターの口径の基本料金の額 【2】共同住宅料金の適用を受けた場合 →口径20mmの基本料金1,364円×上下水道局に申請している使用戸数で算出した額 ※共同住宅料金適用の場合、実際の口径に関わらず、口径20mmの基本料金で算出します。
Q.6	各部屋に子メーターがついているが、扱いは変わりますか？
A.6	私設メーターが設置されている場合でも、上下水道局との契約が建物全体で1つであれば取扱いは変わりません。減免は上下水道局が設置したメーターに対して行われます。

回答欄（そのほか）

Q.1	なぜ減免するのですか？目的は？
A.1	物価高騰の影響を受ける市民の皆さまの生活支援を目的としています。
Q.2	今回の水道使用料の減免の財源は何ですか？
A.2	国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（補助金）を活用いたします。
Q.3	減免期間中にたくさん水を使うと得しますか？
A.3	今回は水道料金の基本料金が減免の対象です。従量料金（水道をご使用された分の料金）は対象外のため、使った分だけ多く請求されることになります。
Q.4	生活様式に応じて減免措置は変わりませんか？（高齢者や生活保護受給者等はいくら安くないか？など）
A.4	今回の減免はすべてのお客様の負担を平等に減らすことを目的としていますので、それ以上の減免措置は予定していません。
Q.5	令和8年熊本地震で被災しました。基本料金減免以外に支援はありますか？
A.5	住家が準半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方を対象に、2か月分全額減免いたします。被災減免を受けるためには、り災証明書（写し可）の提出が必要です。
Q.6	令和8年熊本地震で被災し、り災証明書を提出しました。いくら減免されますか？
A.6	偶数月検針（東部地区）9月及び10月請求分を全額減免 → 9月、10月全額減免、11月～2月基本料金減免となります 奇数月検針（旧富含・城南含む西部地区）10月及び11月請求分を全額減免 → 10月、11月全額減免、12月～3月基本料金減免となります。 ※偶数月検針と奇数月検針地区で減免期間が異なるため、奇数月検針地区の物価高騰対策減免（基本料金減免）期間を調整します。 ※災害減免の対象ではない奇数月検針地区にお住まいの方の物価高騰対策減免（基本料金減免）期間は、10月から1月で変更ありません。